

2022 年 7 月 28 日

日医標準レセプトソフトご利用医療機関御中

(株)エネルギー・コミュニケーションズ

日レセサポート担当

電話：0120-957-706

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 7 2）」について

平素は弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

2022 年 7 月 22 日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 7 2）」が発出されました。

2022 年 8 月 1 日から 2022 年 9 月 30 日までの間、下記の項目が算定可能（延長）となります。

1. 「二類感染症患者診療加算」について

自治体のホームページに診療・検査医療機関として公表されている医療機関が、必要な感染予防対策を講じた上で、発熱患者等の外来診療を行った場合で、かつ、医学的に「初診」といわれる診療行為がある際に、算定可能となります。

診療行為コード	名称	点数
113033650	二類感染症患者入院診療加算（外来診療・診療報酬上臨時的取扱）	250点

2. 「電話等による診療」について

自宅・宿泊療養を行っている重症化リスクの高い患者に対し、電話等を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、算定可能となります。

診療行為コード	名称	点数
113044550	電話等による診療（新型コロナウイルス感染症・臨時的取扱）	147点

弊社ホームページより「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 7 2）」をご確認いただけます。

以上

※本資料は弊社ホームページ（<https://eorca.sakura.ne.jp/>）にも掲載しております。